



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課

資料 3

かながわ子ども・若者支援指針

— 子ども・若者を支援する 15 の施策の方向 —

(改定素案)

令和 5 年 3 月

神奈川県

目 次

ページ

はじめに	1
1 指針改定の経緯と趣旨	2
2 指針の位置付け	4
3 指針の対象	6
4 子ども・若者をとりまく状況	7
5 目標とする社会と施策の基本目標	17
6 施策の方向と施策の展開	18
7 子ども・若者の育成・支援に向けた取組みの推進	35

(資料編)

◇ 子ども・若者育成支援推進法について	40
◇ 子供・若者育成支援推進大綱（概要）	41
◇ 各種法令等による青少年の年齢区分	44

はじめに

1 指針改定の経緯と趣旨

(1) 改定の経緯

県では、青少年の育成と自立への支援を、県民全体の理解と協力と責任の下で進めていくための共通の道しるべとして、また、総合的な青少年施策の一層の推進を目的として、平成 17 年 3 月に「かながわ青少年育成指針」を策定、平成 22 年 12 月には、子ども・若者育成支援推進法（※1）の施行等を踏まえ「かながわ青少年育成・支援指針」（以下、「指針」という。）とし、平成 28 年 3 月には、青少年をとりまく状況の変化に対応するため、改定しました。

現在までの 7 年間に、改定指針に基づき、子ども・若者の総合相談及びひきこもり相談をより身近なものとするため、SNS を活用した「LINE 相談事業」を開発（令和元年 10 月）、ひきこもり地域支援センターの機能を強化（令和 4 年 4 月）するなど、課題に応じた様々な青少年施策を進めてきました。

現行の指針は、計画期間を 5 年間（平成 28 年度から令和 2 年度まで）としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画期間を令和 4 年度まで延長し、青少年をとりまく社会状況の変化や国の第 3 次となる「子供・若者育成支援推進大綱（令和 3 年 4 月 内閣府 子ども・若者育成支援推進本部 策定）」（※2）を踏まえ、計画期間を令和 5 年度から 9 年度までとする改定を行うこととしました。

新型コロナウイルス感染症拡大下（以下「コロナ下」という）において、友人との関わりや体験活動の機会など対面での活動が減る一方で、「新しい生活様式」の実践や、オンラインを活用した授業や相談・支援などが進むなど、子ども・若者の生活に大きな影響を及ぼしています。

また、**戦争や激甚災害、感染症の発生など、生命・安全の危機に直面しうる状況の中**、子どもの貧困、いじめの問題や不登校の増加など、子ども・若者をとりまく環境は厳しさを増しており、誰一人取り残すことなく、すべての子ども・若者が**生命の安全を確保し**、主体的に生きることを実現できるよう、県民全体の協力と責任の下で支援していくことが求められています。

県では、このような状況を踏まえ、この間の子ども・若者をとりまく状況の変化に対応し、県民共通の道しるべとしての役割を引き続き果たすため、今後 5 年間を展望し指針を改定しました。

(2) 指針名称の変更

今回の改定にあたり、「かながわ青少年育成・支援指針」の名称を、「かながわ子ども・若者支援指針」に変更します。

「青少年」を「子ども・若者」に変更

指針の対象は、乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）を「青少年」とし、施策によっては、青年期を過ぎた「ポスト青年期」の者も対象としてきました。

改定にあたり、指針の対象を明確にするため、乳幼児からポスト青年期までを包含する「子ども・若者」を指針の名称に用いることとしました。

また、「育成・支援」を、「支援」に変更します。

「育成・支援」を「支援」に変更

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念に則り、子ども・若者の人権を尊重し、その最善の利益を第一に考え、教育、生活への支援などを受けることを保障していくことが重要です。また、グローバリズムや情報化の進展などにより、人々の意識や生き方、働き方等が多様化するなど、子ども・若者をひとつの価値観で、導くように育成することは難しくなっています。

こうしたことを踏まえ、子ども・若者を育成の対象とすることから、子ども・若者自身が、自らをはぐくむことへの支援に重点を置くとともに、子ども、若者、大人が社会を構成する仲間として、共に生き、支え合うパートナーとなり、多様な自立、社会参画を可能にする社会の実現を目指すことを明確にするため、「育成・支援」から、社会を構成する主体である、子ども・若者への「支援」に重点を置く名称に変更することとしました。

※1 子ども・若者育成支援推進法・・・巻末の「子ども・若者育成支援推進法について」を参照

※2 子供・若者育成支援推進大綱・・・巻末の「子供・若者育成支援推進大綱（概要）」を参照

2 指針の位置付け

- (1) 子ども・若者支援に関する県の施策の基本となる指針として、基本目標、具体的な施策、推進体制等を総合的かつ体系的に定め、施策の効果的な推進を図るとともに、子ども・若者の現状や施策の取組み状況を把握します。
- (2) 家庭、学校、地域、事業者、関係団体等すべての県民が責任を自覚し、相互に協力・連携して子ども・若者への支援を進めていくための共通の道しるべとします。
- (3) 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく都道府県計画とします。
- (4) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画とします。
- (5) SDGs¹（持続可能な開発目標）の17の目標のうち、特に子ども・若者に深く関係する目標を意識しながら、施策に取り組みます。

●子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援推進法では、都道府県・市町村の3つの努力義務について定めています。

（都道府県子ども・若者計画等）

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。



かながわ子ども・若者支援指針

（子ども・若者総合相談センター）

第13条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第20条第3項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（子ども・若者支援地域協議会）

第19条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るために、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会を置くよう努めるものとする。



「施策の方向5 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実」参照

【参考】SDGs [世界を変えるための 17 の目標]



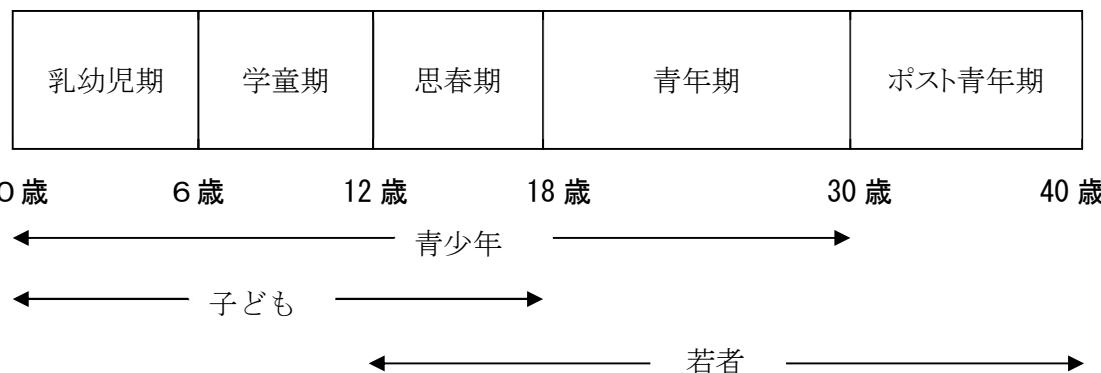
【本指針に関連するゴール】



※ SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）
平成 27 年 9 月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など 17 のゴール（目標）を設定。

3 指針の対象

この指針の対象は、指針全体としては乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）を青少年として広くとらえていますが、個々の施策においては、それぞれ対象となる範囲は異なります。また、ひきこもり等の支援など施策によっては、40歳未満のポスト青年期も対象としています。



●指針における用語の用い方について

青少年のとらえ方は、各種法令や条例（※）、学術的見解によって様々であり、年齢によって明確に区分はできませんが、指針全体としては「子ども・若者」の用語を使い、それぞれの施策では、その対象とする年齢に応じて次の区分により用いています。

- ・「青少年」：0歳から30歳未満
(ただし、「施策の方向13」・「施策の方向14」のうち、青少年保護育成条例に基づく施策の展開においては18歳未満の者を指し、「施策の方向13」のうち、青少年喫煙飲酒防止条例に基づく施策の展開においては20歳未満の者を指します。)
- ・「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期の者
- ・「若者」：思春期、青年期の者。施策によっては、ポスト青年期の者も含む
- ・「少年」：20歳未満
- ・「児童・生徒」：児童は小学生、生徒は中・高校生
- ・「学童期」：小学生
- ・「思春期」：中学生から概ね18歳
- ・「青年期」：概ね18歳から30歳未満
- ・「ポスト青年期」：青年期を過ぎ40歳未満の者

※ 青少年の年齢区分…卷末の「各種法令等による青少年の年齢区分」を参照

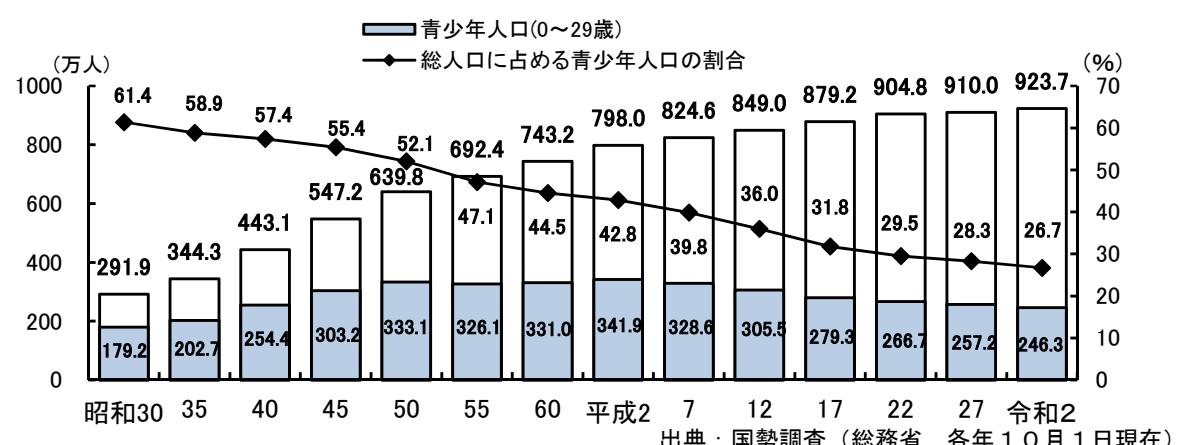
4 子ども・若者をとりまく状況

この指針を改定するにあたり、最近の子ども・若者をとりまく現状や子ども・若者の意識などを記載します。

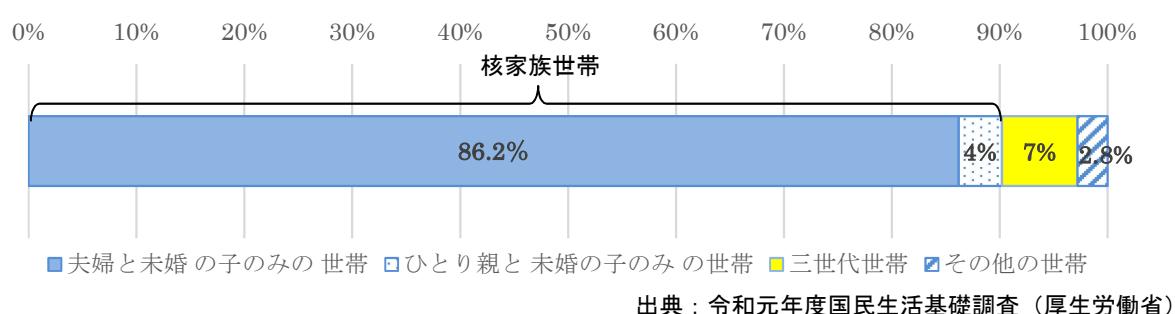
(1) 人口、世帯の状況

本県の令和2年の0～29歳の人口は、約246万人で、総人口の26.7%となっています。また、令和元年の児童（18歳未満）のいる世帯の9割が核家族世帯となっています。さらに、児童のいる世帯のうち、末子の父母の共働き世帯の割合は、60.1%となっています。

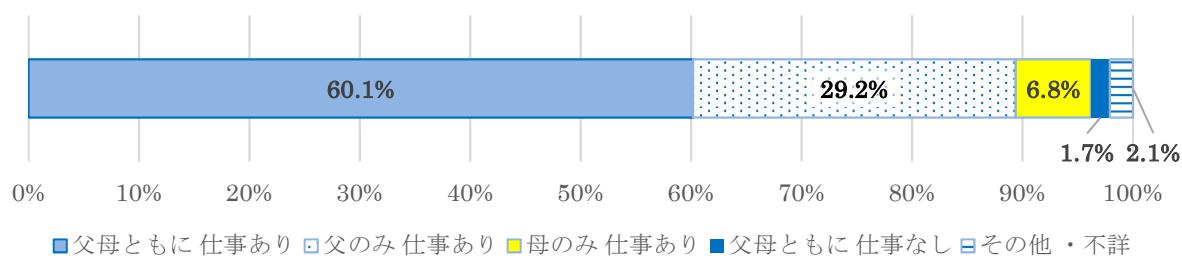
図表1 30歳未満の人口の推移（神奈川県）



図表2 18歳未満の子どものいる世帯の状況（神奈川県）



図表3 児童のいる世帯数、末子の父母の就業状況（神奈川県）

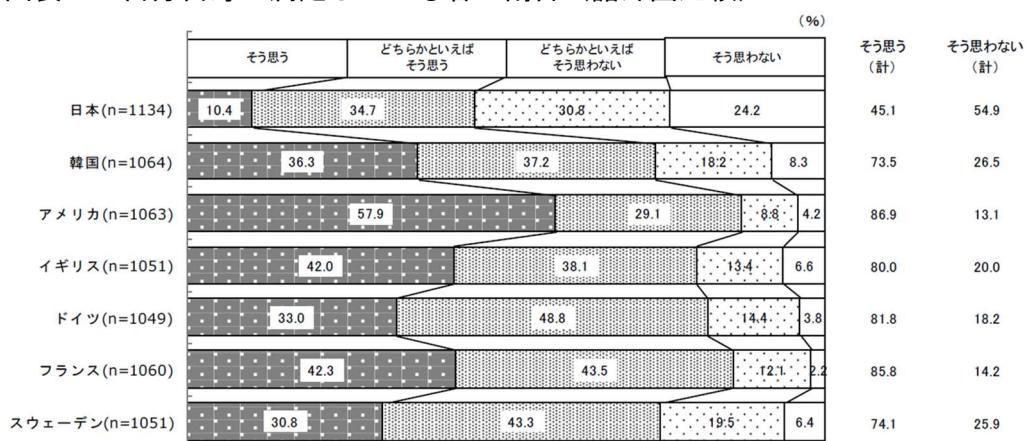


(2) 子ども・若者の意識

日本の若者は、諸外国の若者と比べて、自分自身に満足していると感じている者の割合が最も低くなっています。国内の子ども・若者の自己診断として、「今の自分が好きだ」の割合が46.5%、「いまの自分自身に満足している」が40.8%となっています。

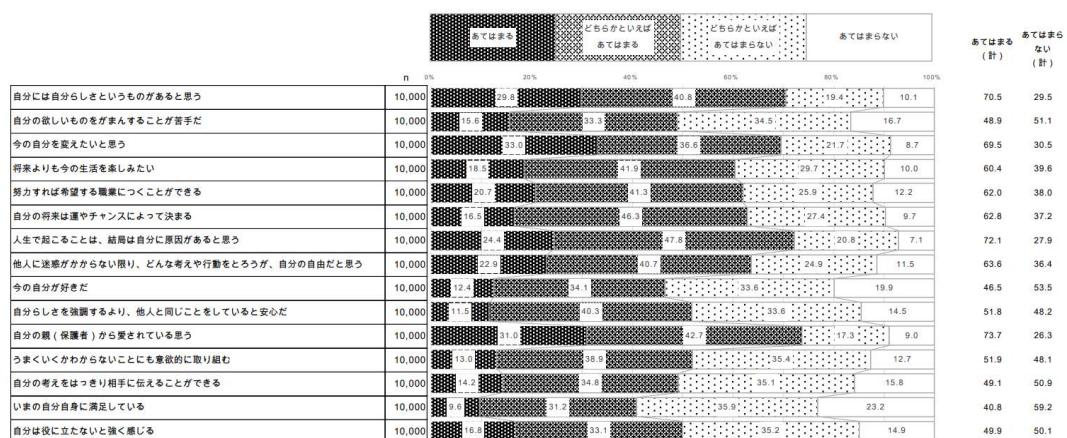
また、他者との関わり方については、どの項目においても「家族・親族」が最も高く、次いで、「学校で出会った友人」となっています。「地域の人」と「インターネット上における人やコミュニティ」を比べると、「困ったときは助けてくれる」の項目のみ「地域の人」が高く、それ以外の項目は「インターネット上におけるコミュニティ」が高くなっています。

図表4 自分自身に満足している者の割合（諸外国比較）



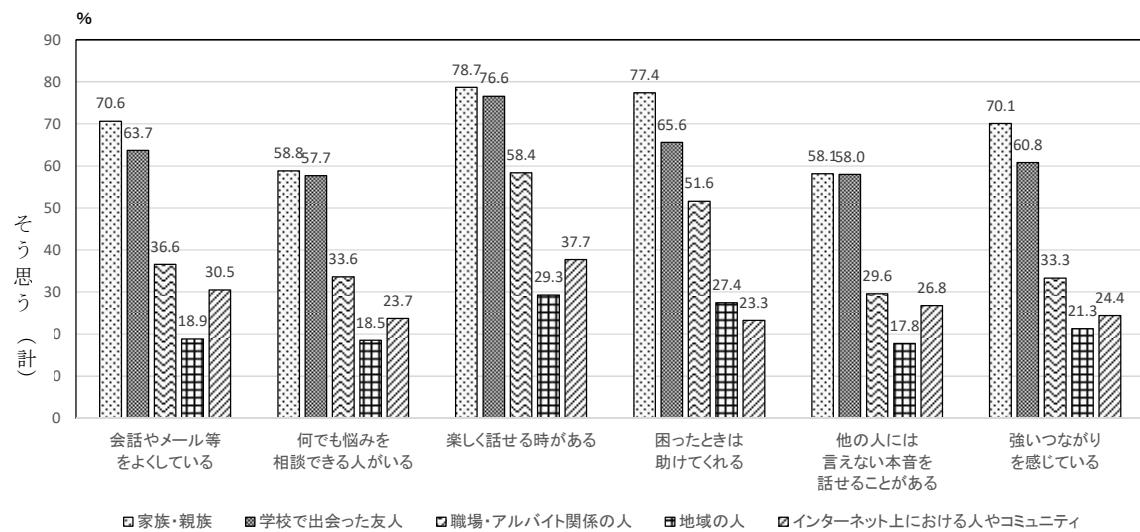
出典：平成30年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（内閣府）

図表4-1 今の自分が好きだという子ども・若者の割合 <要調整>



出典：令和元年度 子供・若者の意識に関する調査（内閣府）

図表5 他者との関わり方（全国）

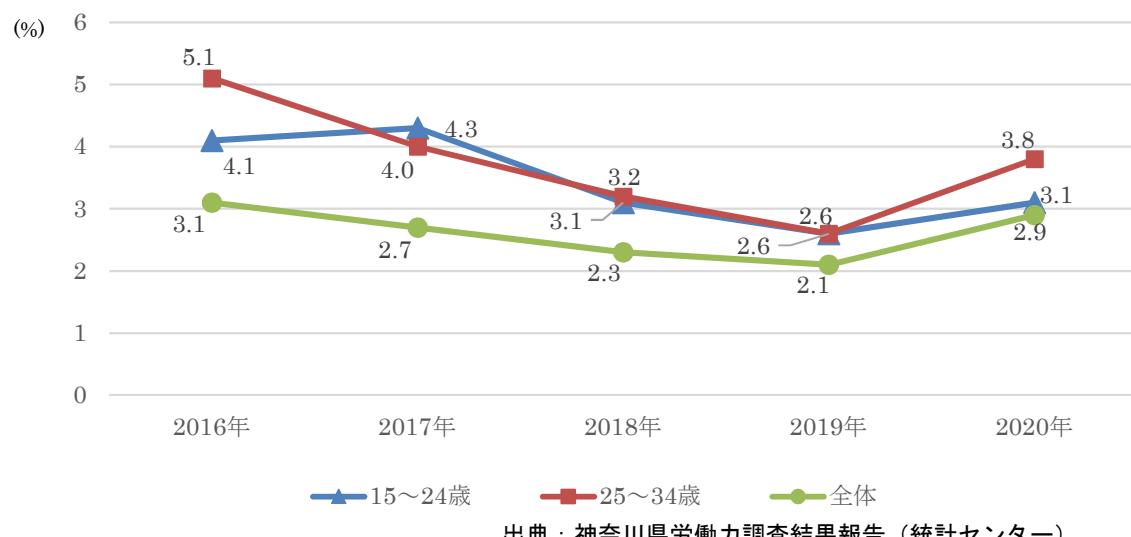


出典：令和元年度子ども・若者の意識に関する調査（内閣府）

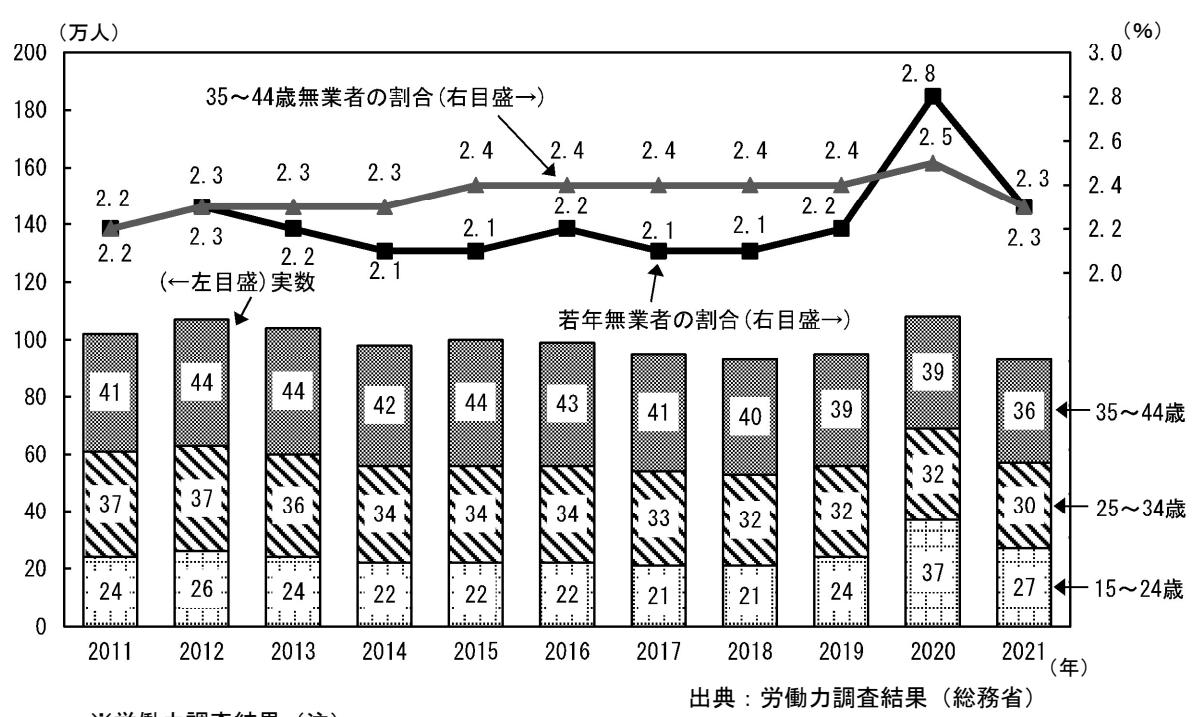
(3) 若者の就業状況

近年、県の完全失業率は改善傾向にありました。2020年は、全体では2.9%に上昇し、年齢階級別では、25～34歳が3.8%で最も高く、前年と比較して1.2%上昇しています。また、全国の若年無業者（15～34歳）数は2021年平均で57万人で、人口に対する割合は、前年に比べ0.5%の低下となりました。35～44歳無業者は、2021年平均で36万人で、人口に対する割合は、前年に比べ0.2%の低下となりました。

図表6 年齢階級別完全失業率の推移（神奈川県）



図表7 若年無業者及び35～44歳無業者の数及び人口に占める割合の推移（全国）

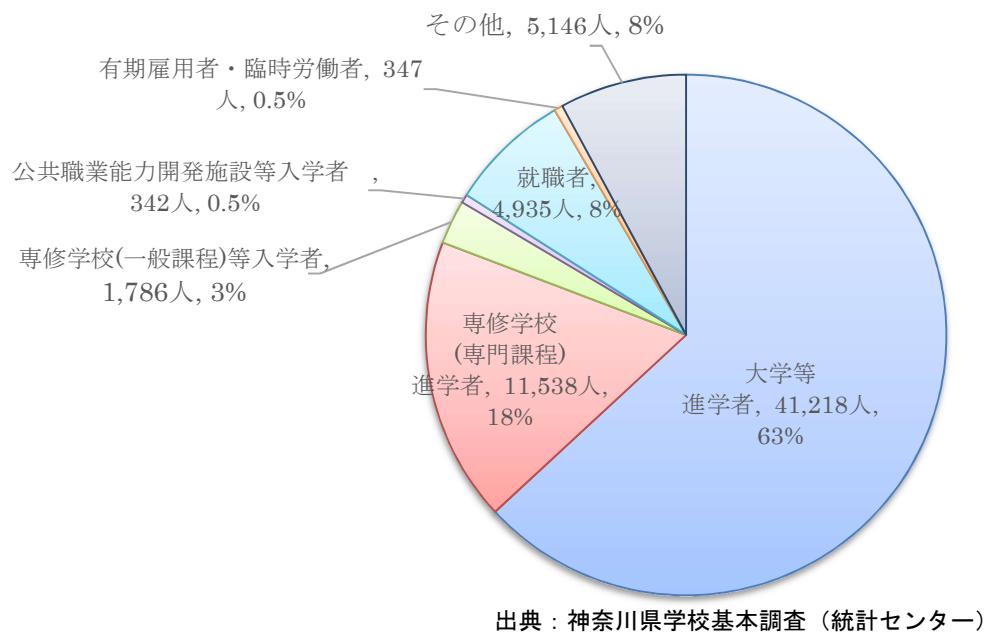


※労働力調査結果（注）

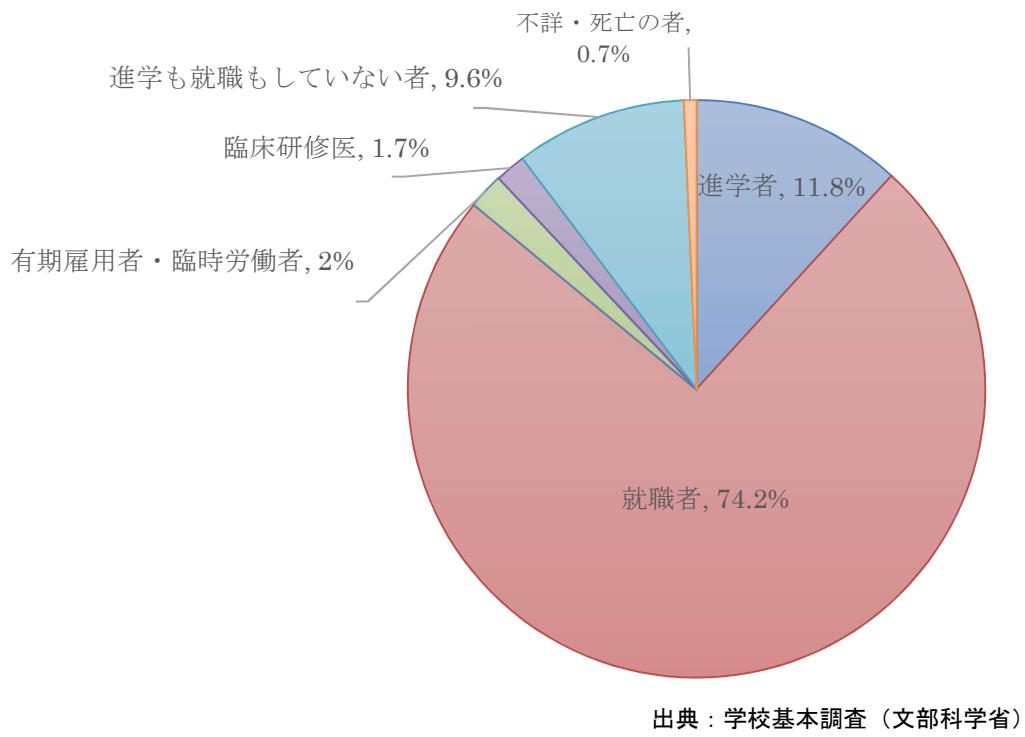
若年無業者：ここでは、15～34歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者

35～44歳無業者：ここでは、35～44歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者

図表8 高校卒業後の状況（令和3年3月 神奈川県）



図表9 大学卒業後の状況（令和3年3月 全国）

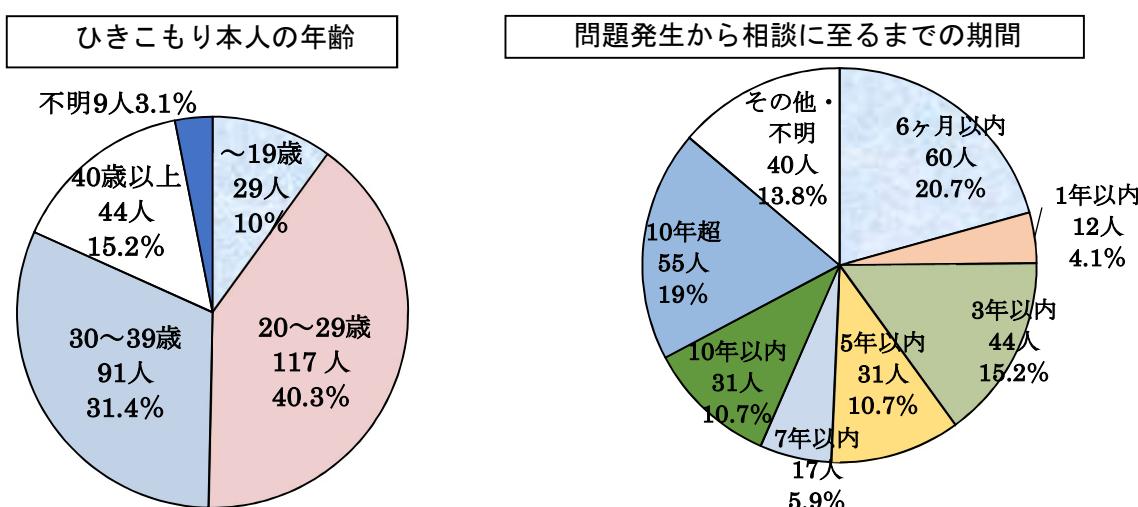


(4) 子ども・若者に関する困難な状況

県の令和2年度のひきこもり相談実績の年齢構成は、20歳代が40.3%、30歳代以上が46.6%で、問題発生から相談に至るまでの期間は、6ヶ月以内が20.7%、次いで、10年超が19%となっています。また、県内の小中高等学校におけるいじめ、暴力行為及び不登校は増加傾向にあります。さらに、県の学生・生徒等の自殺者は、2019年度の55人から2020年度には75人となり、20人増加しています。また、令和2年度の県内の児童虐待相談対応件数は、過去最多となる22,093件でした。全国の18歳未満の子どもの相対的貧困率は、13.5%なのに対し、ひとり親家庭の貧困率は48.1%となっています。

このほか、全国の国公私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校の令和3年度の中退学者数は、57,875人で、このうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと回答した学生は2,738人となっており、全国的にコロナ下における大学生等の困難な状況がうかがえます。

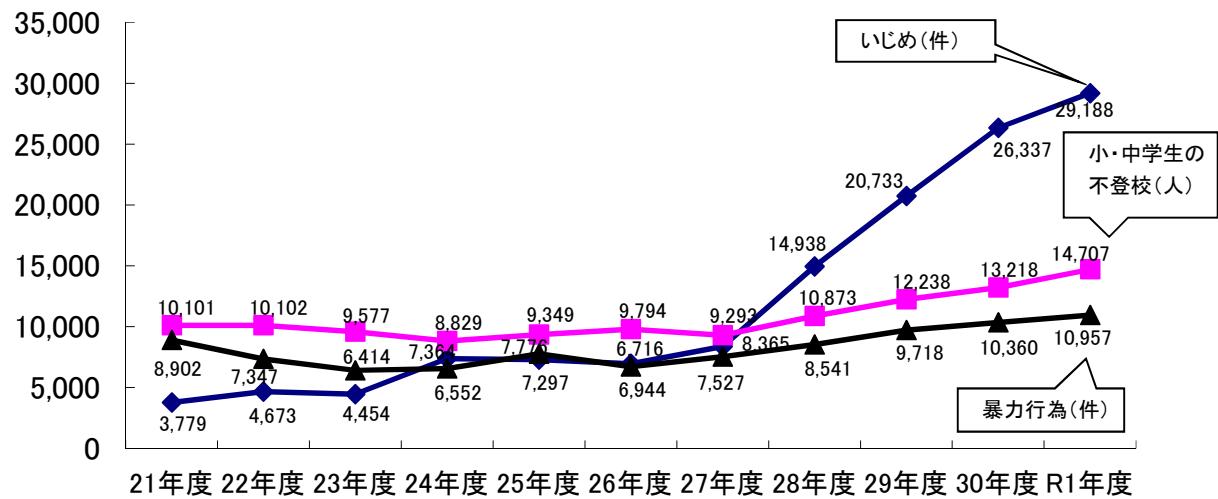
図表10 相談実績（令和2年度）からみた、ひきこもりの状況（神奈川県）



出典：青少年センター資料

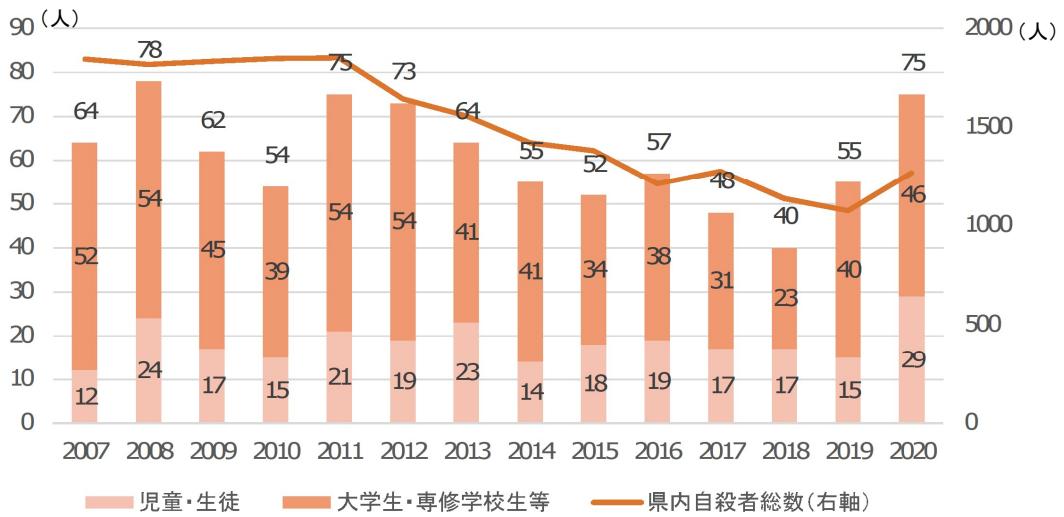
（注）この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

図表 11 いじめ、暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）



出典：令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

図表 12 学生・生徒等の自殺者数の推移（神奈川県）

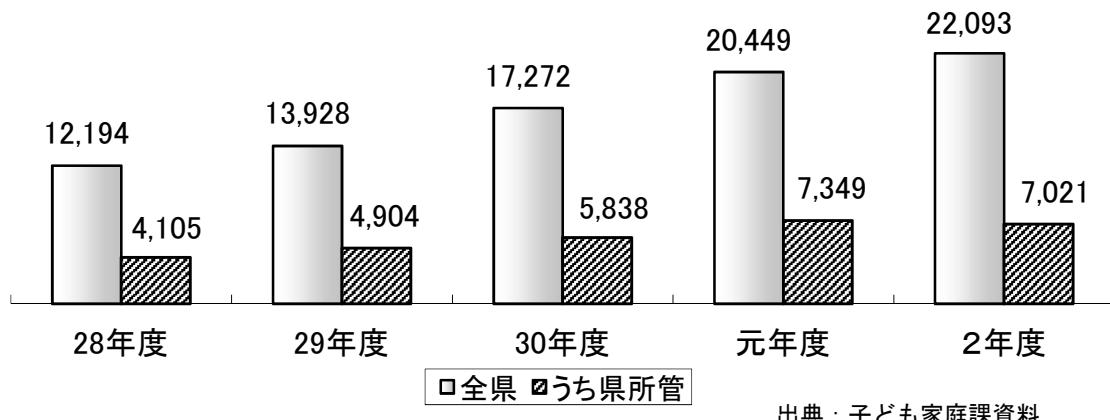


注：小学生、中学生及び高校生を「児童・生徒」としている。

出典：新型コロナウイルス感染症拡大下における自殺の状況（がん・疾病対策課）

図表 13 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県）

(単位：件)



出典：子ども家庭課資料

図表 14 子どもの貧困率（全国）

	平成27年（2015年）	平成30年（2018年）
子どもの貧困率	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯	12.9%	12.6%
大人が一人	50.8%	48.1%
大人が二人以上	10.7%	10.7%

出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

図表 15 学生の修学状況（中退者・休学者）等に関する調査（令和3年度末時点）

（全国）

大学 (大学院生含む)	R3年度 (4月～3月)	R2年度 (4月～3月)	R元年度 (4月～3月)
中退者数	57,875人 (2,738人)	57,913人 (2,024人)	74,129人
学生数に占める 中退者数の割合	1.95% (0.09%)	1.95% (0.07%)	2.50%

※括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものだと回答があった者の数/割合

※調査対象は、全国の国公私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校

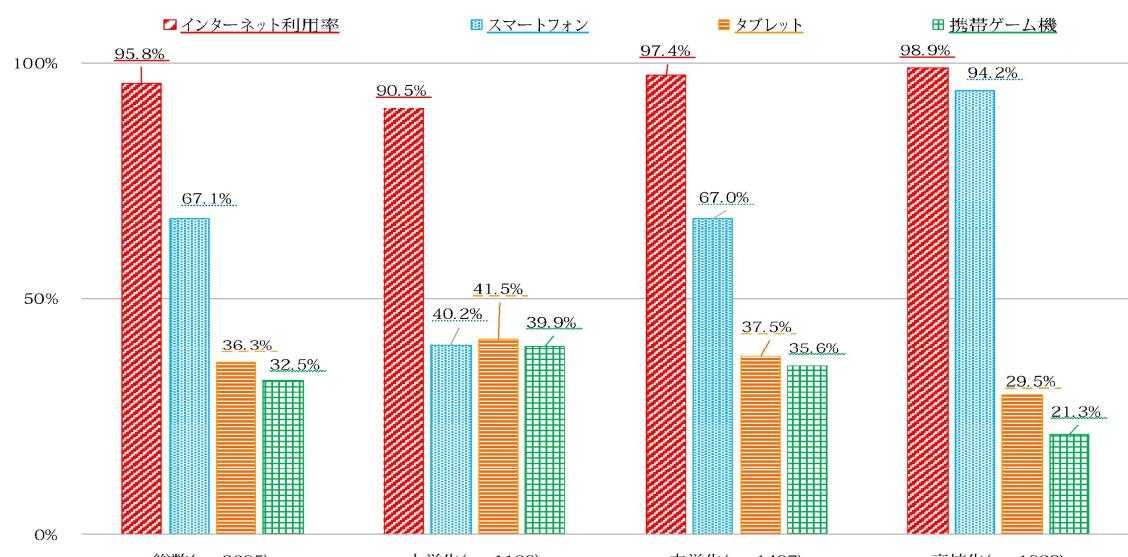
出典：学生の修学状況（中退者・休学者）等に関する調査（令和3年度末時点）（文部科学省）

(5) 子ども・若者の情報通信環境

令和2年度の子どものインターネット利用率は95.8%でした。また、コロナ下におけるオンライン教育を受けている小中学生は、2020年5-6月調査では45.1%でしたが、2021年4-5月調査では26.7%に低下しました。高校生及び大学生・大学院生のオンライン授業の受講状況について、2020年5-6月調査と2021年4-5月調査を比較すると高校生は50.0%から29.2%に低下していましたが、大学生・大学院生は95.4%から87.7%と高い水準で推移しています。

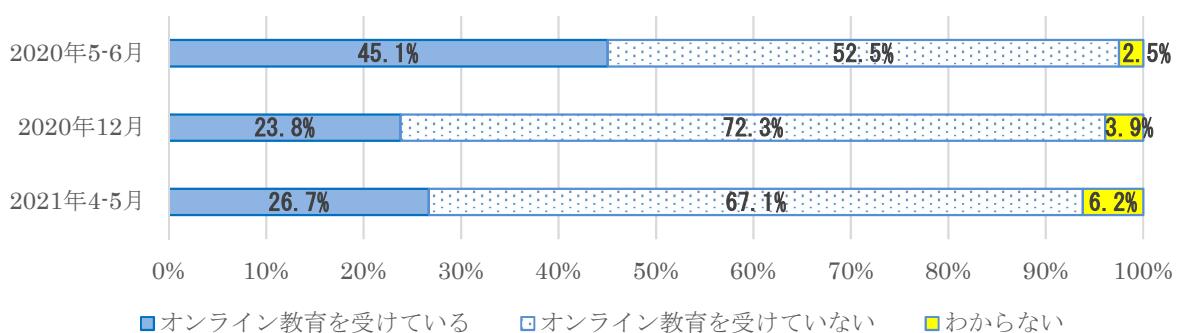
令和2年度のSNSに起因する被害児童は167人で、フィルタリングの有無が判明した被害児童121人のうち、86.7%がフィルタリングを利用していました

図表16 子どものインターネット利用率（全国）



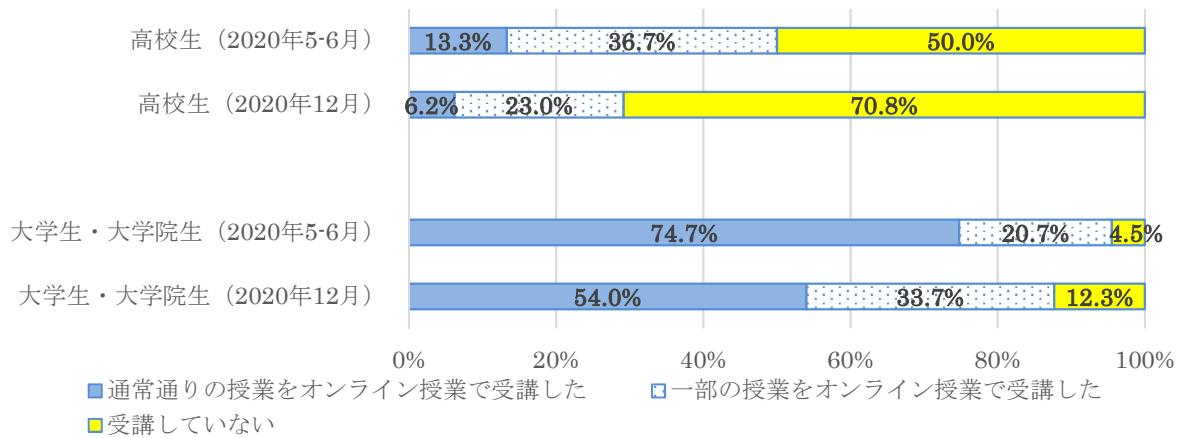
出典：令和2年度青少年のインターネット利用環境調査（内閣府）
注）調査対象は満10歳から満17歳まで

図表17 小学生・中学生のオンライン教育の状況（全国）



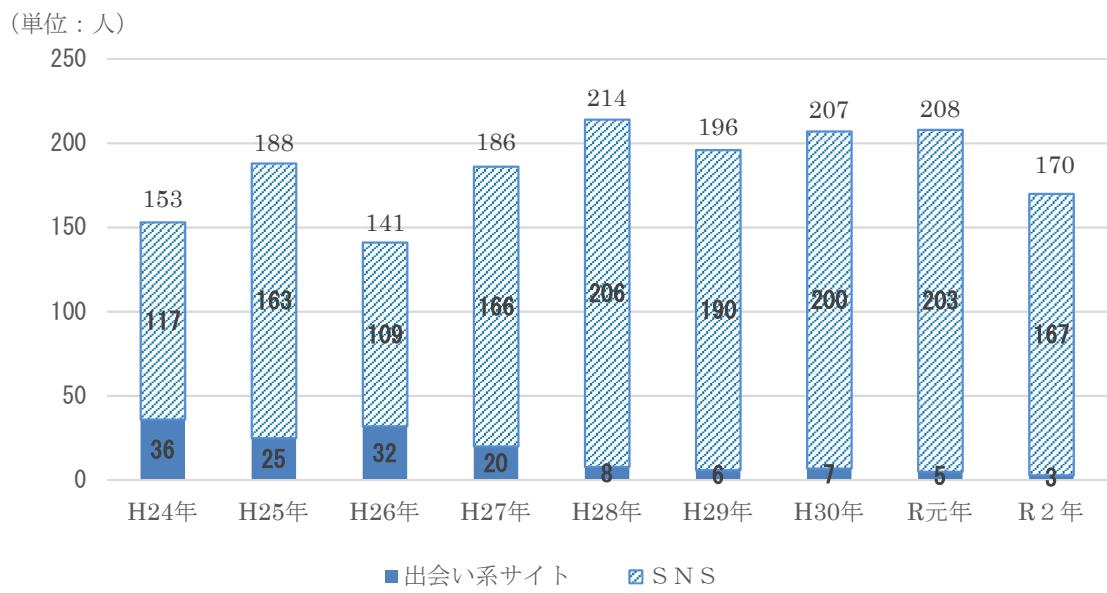
出典：新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（内閣府）
注）小学生・中学生の子を持つ保護者が回答

図表 18 オンライン授業の受講状況（全国）



出典：新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（内閣府）

図表 19 SNS等に起因する事犯の被害児童の推移（神奈川県）



出典：警察本部少年育成課資料

図表 20 令和2年中におけるSNSに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの利用状況（フィルタリングの有無が判明した被害児童 121 人）（神奈川県）



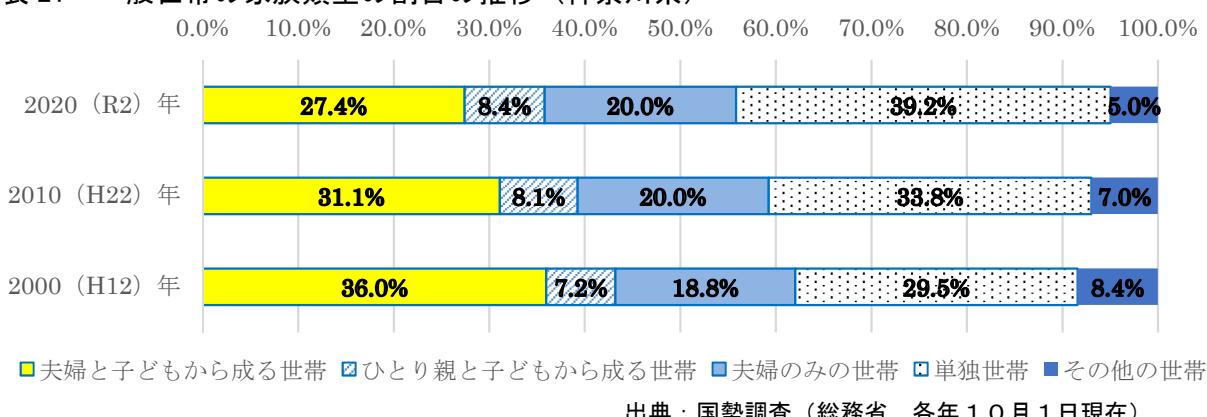
出典：警察本部少年育成課資料

(6) 地域の状況

県の一般世帯の家族類型について、最も割合が高い世帯は、平成12年度には夫婦と子どもから成る世帯でしたが、令和2年度は単独世帯となっています。

また、令和3年度の県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい」とする人が63.3%に対し、「今後10年くらいの間に、地域の大人が青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている」にそう思うと回答した人は13.8%となっています。さらに、県の子ども会の団体、指導者、会員数は、減少しています。

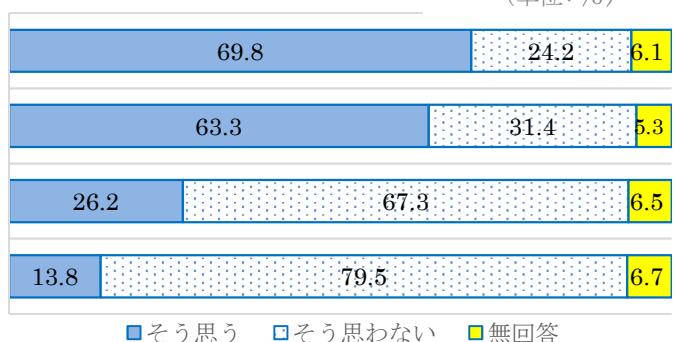
図表21 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）



図表22 令和3年度県民ニーズ調査（生活意識 教育・子育て）

（単位：%）

若者の「ひきこもり」など、青少年が自分自身の価値や存在感を実感しにくい世の中になっている。
青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい
今後10年くらいの間に、不登校・ひきこもりなどの子ども・若者の支援を行うフリースクールやフリースペース、相談窓口などが整っている
今後10年くらいの間に、地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている



図表23 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
団体数（団体）	2,172	2,128	1,931	1,843	1,931
指導者数（人）	32,174	31,389	29,837	27,757	23,703
会員数（人）	113,593	110,213	99,115	94,085	80,900

出典：青少年課資料

5 目標とする社会と施策の基本目標

(1) 目標とする社会

～子ども・若者が主体的に生きることを支援し、自立・参加・共生を進める社会～

子ども・若者が本来持つ、生きる力を尊重し、主体的に生きることを実現できるよう、県民全体の理解と協力と責任の下で支援していくことが重要です。そして、人生 100 年時代の中で、多様な生き方を尊重し、ともに生きる社会づくりを子ども、若者、大人が対等なパートナーとなり、進めていく社会を目標とします。

(2) 施策の基本目標

基本目標Ⅰ 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援

- すべての子ども・若者が主体的に生きるために、多様な学びを得る機会の提供及び、自ら考え選択して生きていく力をつけることを支援します。また、自立が孤立にならず、適切に他者に頼る力を持ち、ともに助け合えるよう支援します。

基本目標Ⅱ 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実

- ひきこもり、不登校、いじめなどの困難な状況への総合的相談・支援体制を充実するとともに、困難な状況とそうでない状況は地続きであると認識し、困難な状況になる前の予防的な支援など、すべての子ども・若者への相談・支援体制の充実を図ります。

基本目標Ⅲ 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備

- 子ども・若者は、社会を構成する重要な主体であり、社会全体が子ども・若者を支援することを自覚し、責任を持つよう、大人の意識改革を進めるとともに、子ども・若者が安全・安心な環境で成長できるよう、子育て家庭への支援や居場所づくり、情報化の更なる進展への対応など、家庭、学校、地域での社会環境の整備を図ります。

6 施策の方向と施策の展開

この指針では、3つの基本目標を実現するため、15の施策の方向と、それに対応する具体的な施策の展開を示し、総合的な取組みを推進します。

I 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援	
1 自己形成のための支援 、活躍の応援	(1) 基本的な生活習慣と規範意識の形成 (2) 基礎学力の確実な習得と体力の向上 (3) 創造的な未来を切り拓く青少年の応援 (4) 命を大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実
2 豊かな人間性と 社会性をはぐくむ 遊びや地域活動の推進	(1) 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進 (2) 遊びの機会や体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援 (3) 県・市町村・青少年関係団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進
3 子ども・若者の健康と安心 安全の確保	(1) 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底 (2) 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底 (3) 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成 (4) その他被害防止に関する教育の推進 (5) 心と体の健康に関する教育の充実 (6) 子どもの未病対策の推進
4 社会的・経済的な 自立の促進	(1) 社会参画、シチズンシップ教育の推進 (2) ライフキャリア教育等の促進と結婚に向けた機運の醸成 (3) キャリア教育の推進と職業能力開発 (4) 若者の就労支援の強化
II 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実	
5 子ども・若者に関する相談 ・支援体制の充実	(1) 自ら考え自らを守る力をはぐくむ (2) かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援 (3) 身近に相談できる環境づくり (4) 各相談機関・民間団体間の連携促進
6 ひきこもり・ニート等の 子ども・若者への支援	(1) ひきこもり・ニート等の子ども・若者とその家族等への支援 (2) ひきこもり・ニート等の子ども・若者とその家族に対応するNPO等民間団体への支援 (3) NPO等民間団体との協働による自立支援
7 障がい等のある子ども・若 者の支援	(1) 障がいや発達に遅れのある子ども・若者等とその家族等への支援 (2) 障がいや発達に遅れのある子ども・若者等とその家族に対応するNPO等民間団体への支援 (3) 障がい等のある若者に対する就労支援等 (4) 慢性疾病や難病を患っている子ども・若者等への支援
8 非行防止対策及び 立ち直り支援活動の推進	(1) 非行防止教室等による少年の規範意識の醸成 (2) 地域連携による非行防止対策の充実 (3) 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止 (4) 少年サポートチーム、地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援
9 不登校・いじめ・ 暴力行為等、学校が 抱える課題への対応 の充実	(1) 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組みへの支援 (2) 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応 (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実
10 子どもの貧困問題への 対応	(1) 就学や学資の援助等の教育支援 (2) 相談や交流機会の提供等の生活支援 (3) 職業訓練等の保護者に対する就労支援 (4) 各種手当等やその他の経済的支援
11 特に配慮が必要な子ども ・若者の支援	(1) ヤングケアラー・ケアリーバーに対する支援 (2) 外国人材の受け入れ・共生、教育の充実、就職促進等 (3) 不当な偏見・差別の防止・解消
12 被害防止・ 保護活動の推進	(1) 自殺対策の取組み (2) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実 (3) 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進 (4) 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進 (5) 犯罪被害者等への支援
III 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備	
13 社会環境の健全化へ 向けた取組みの一層の推進	(1) 青少年保護育成条例の取組みの推進 (2) 青少年喫煙飲酒防止条例の取組みの推進 (3) 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進 (4) 業界による自主規制の徹底 (5) 新たに出現する多様な業態への対応
14 急激に進展する 情報化社会への対応	(1) スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組み (2) 情報モラルやメディアリテラシーに関する教育及びメディア技術を活用した学習の機会づくり (3) ネットいじめへの対応 (4) 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組みの推進 (5) インターネット上の有害情報対策の推進
15 子ども・若者の成長 を支える豊かな 地域社会づくり	(1) 家庭での子育て・教育の支援 (2) 地域全体で子どもをはぐくむ環境づくり・居場所づくり (3) 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり (4) 子ども・若者を支援する担い手の養成・支援

基本目標Ⅰ 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援

施策の方向1

自己形成のための支援、活躍の応援

成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力**及び生涯学び続ける力を**身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるよう、家庭、学校、地域、関係機関等が連携して支援します。また、子ども・若者が創造する力を生かし、未来を切り拓いていけるよう応援します。

◎施策の展開

(1) 基本的な生活習慣と規範意識の形成

基本的な生活習慣を身に付けるため、食生活に関して基本的な知識や習慣を身に付けられるよう食育の取組みを推進するとともに、家事手伝いをする、決まりごとを守るといった規律ある生活態度や規範意識の形成を図る。

(2) 基礎学力の確実な習得と体力の向上

学習意欲の向上や学習習慣の確立による基礎学力の確実な習得を図る。また、体力や年齢に応じた適度な運動やスポーツの習慣化による体力の向上を支援する。

(3) 創造的な未来を切り拓く青少年の応援

自ら探し、生涯学び続ける力を育てるとともに、グローバル社会で活躍する人材や科学技術人材、国際的に活躍する次世代競技者、芸術家等、創造的な未来を切り拓く青少年の活躍を応援する。

(4) 命を大切にし、思いやりをはぐくむ教育の充実

道徳教育をはじめ「いのち」を大切にする心、他人を思いやる心等、豊かな人間性をはぐくむ教育の充実を図る。また、男女共同参画意識をはぐくむための学校教育への支援を行う。

施策の方向2

豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進

コロナ下で変化した社会環境を踏まえ、子ども・若者が、遊びや地域活動への参加等を通じた多世代との交流などにより、**多様な価値観を受容し**、充実感や生きがいを実感できるよう支援します。また、地域団体等と協働して、豊かな人間性と社会性を持った大人への成長を支え、自己肯定感、自己有用感、意欲、チャレンジ精神等をはぐくむことができるよう支援します。

◎施策の展開

(1) 多様な地域活動への参加を通じた多世代交流や多文化理解の促進

地域活動支援や、ボランティア活動支援により、多様な活動への参加を通じた多世代間の交流を促進する。また、国際交流活動の支援等を通じて多文化理解を促進する。

(2) 遊びの機会や体験学習の支援、文化芸術・スポーツ活動の支援

自然体験や科学体験、優れた文化芸術の体験や創造、遊びやスポーツ等を楽しむことを通じて、心の豊かさや生きがいを実感できる取組みを推進する。

(3) 県・市町村・青少年関係団体の特性を生かした役割分担による青少年支援・指導者育成の推進

青少年育成には、「多様な体験学習の促進」、「主体的な参画の促進」、「社会的自立の支援」が必要であり、この3つの視点を持った青少年支援・指導者の育成を図る。また、県と市町村・青少年関係団体とが協働して、地域のニーズに合わせた研修の実施、市町村や団体への講師紹介・派遣等、県・市町村・青少年関係団体がそれぞれの特性を生かした取組みを推進する。

施策の方向3

子ども・若者の健康と安心安全の確保

薬物や性にかかわる犯罪の多発や成年年齢の引下げに伴う消費者被害の発生等、子ども・若者をとりまく社会環境が変化する中で、子ども・若者が自ら判断し、適切に対応できる力をはぐくむとともに、自らの心身の健康を維持・増進することができるよう体系的に安全教育・健康教育を推進します。**また、子ども・若者が問題のある状況に陥らないために、大人に対しても、犯罪や被害をなくすための意識啓発など環境整備の促進を図ります。**

◎施策の展開

(1) 未成年者の喫煙、飲酒の防止教育と啓発の徹底

家庭、学校、地域との連携を図り、心身に悪影響を及ぼす喫煙、飲酒について、未成年者への教育や関係業界との協働による啓発を推進する。

(2) 薬物乱用の防止教育と啓発の徹底

薬物乱用防止教室、専門家による講演、映像等を活用した啓発など、青少年を対象とした教育及び啓発活動を徹底することにより、薬物乱用の未然防止に取り組む。

(3) 性に関する正しい知識の普及と適切な意思決定・行動選択能力の育成

性に関する指導・エイズ教育の充実、講演会の開催により、生命の尊さの理解、思いやり、自立心等をはぐくむとともに、正しい知識を普及させる。また、思春期特有の医学的問題、性に関する不安・悩み等に対する相談などを実施する。

(4) その他被害防止に関する教育の推進

防犯人材の育成、学校における成年年齢引下げに伴う消費者教育や、金銭・金融教育、交際相手からの暴力の防止啓発等、青少年が自らの危険を予測し回避する能力を身に付けるための被害防止に関する教育を推進する。

また、子ども・若者がトラブルに巻き込まれた際に、適切に相談・支援に繋がるよう普及啓発の充実を図る。

(5) 心と体の健康に関する教育の充実

児童・生徒の心と体の健康づくりのための教育の充実を図る。

(6) 子どもの未病対策の推進

児童生徒の体力向上と運動習慣の確立、生活習慣の改善を図る取組みを推進するため「子ども☆キラキラプロジェクト」等、子どもの未病対策に取り組む。

施策の方向 4

社会的・経済的な自立の促進

子ども・若者が、社会的・経済的自立に必要な能力を身に付けるため、社会参画やシチズンシップ教育、ライフキャリア教育、キャリア教育を充実させるとともに、事業者等とも連携・協力しながら、きめ細かい職業相談、職業訓練、職業紹介の支援等を行います。

◎施策の展開

(1) 社会参画、シチズンシップ教育の推進

子ども・若者が自発的に地域社会に参加し、創造する力を生かすことができるように社会参画の機会づくりを推進する。

学校等における、キャリア教育の一環として、これから社会を担う自立した社会人を育成することを目的に、積極的に社会参加するための能力と態度を育成するシチズンシップ教育を推進する。

(2) ライフキャリア教育の促進と結婚に向けた機運の醸成

男女共同参画の視点から、若者が働き方や妊娠・出産、育児、介護との両立等、生涯のライフキャリア（生活全般で果たす役割や経験の積み重ね）を考える教育を促進する。

また、結婚を希望する人がその希望を実現できるよう、民間企業等とも連携し、結婚に向けた機運を醸成する。

(3) キャリア教育の推進と職業能力開発

学校や総合職業技術校等において、キャリア教育、職業教育、就職指導等を行う。また、学校において、多様な働き方、生き方を選択するための知識や考え方、発達段階に応じた勤労観・職業観の形成等推進するほか、総合職業技術校等において職業訓練やキャリア・コンサルティング等による職業能力開発を推進する。

(4) 若者の就労支援の強化

若者一人ひとりの就職活動の悩み等に対応するキャリアカウンセリング、面接対策等の就職に役立つグループワークの実施、就職情報・職業訓練情報の提供を行うなど、若者の就労支援を強化する。

また、いわゆるブラック企業等へ対応するため、労働法令等の啓発や講座を行う。

基本目標Ⅱ 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実

施策の方向5

子ども・若者に関する相談・支援体制の充実

各相談・支援機関及びN P O等民間団体の連携を促進し、支援を必要とする子ども・若者や家族に対し、効果的な相談・支援が個別的・継続的に行えるよう支援等の充実を図ります。また、相談・支援体制がより身近なものとなるよう、S N Sを活用した相談など、総合的な相談・支援体制の充実等の取組みを進めます。

◎施策の展開

(1) 自ら考え自らを守る力をはぐくむ

子ども・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、発達段階に応じつつ、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、ときに漠然とした自らの思いや状況等を言葉にできる力を育み、自ら考え自らを守る力や、必要な支援を求める力をはぐくむことを支援する。

(2) かながわ子ども・若者総合相談センターによる支援

ひきこもり・不登校など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談に応じ、状況に応じた問題の整理や解決の道筋を立て、必要な情報を提供したり、地域における適切な機関に繋ぐなどの支援を行う。

(3) 身近に相談できる環境づくり

学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実や、S N Sを活用した「L I N E相談事業」の取組みなど、身近で相談しやすい環境の充実を図る。

児童相談所、総合療育相談センター、精神保健福祉センター、保健福祉事務所、総合教育センターへの専門職の配置・活用等、多彩な職種を活用した教育相談の実施等、相談・支援体制の充実を図る。

(4) 各相談機関・民間団体間の連携促進

各相談・支援機関や民間団体の連携を促進し、少年相談員や医療・福祉・教育等の専門職による相談や、切れ目のない総合的な相談・支援体制の充実を図る。

施策の方向 6

ひきこもり・ニート等の子ども・若者への支援

ひきこもり・ニート等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が、社会とのつながりを求めて、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やN P O等民間団体との連携・協力を推進して、本人及びその家族等を支援します。

◎施策の展開

(1) ひきこもり・ニート等の子ども・若者とその家族等への支援

ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり等の複合的な相談に対応するため、ひきこもり相談の専用電話を設置するなど、相談支援体制を強化する。また、相談機関、親の会、N P O等民間団体が連携し、心のよりどころとして心理的環境の改善を図るなど、ひきこもりの子ども・若者とその家族を支援するとともに、地域若者サポートステーションにおいてきめ細かな支援を行い、ニート等の若者の職業的自立を支援する。

(2) ひきこもり・ニート等の子ども・若者とその家族に対応するN P O等民間団体への支援

相談等を行っているN P O等民間団体に対し、スキルの向上に向けた研修会の開催や居場所づくり、情報・交流機会の提供、活動場所の提供等により支援する。

(3) N P O等民間団体との協働による自立支援

ひきこもり・ニート等困難を有する青少年に対し、N P O等民間団体と協働し、安心できる居場所での仲間づくり、家族への支援、多彩な体験メニュー等により、社会的自立に向けて支援する。

施策の方向 7

障がい等のある子ども・若者の支援

障がいや発達の遅れのある子ども・若者等については、「障がい者の権利に関する条約」及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に基づき、誰もがその人らしく暮らすことができるよう、自立や社会参加に向けた主体的な取組みを当事者の目線に立って支援するという視点で、地域における支援体制の強化及び、特別支援教育や生涯学習、就労支援等の充実を図ります。

◎施策の展開

(1) 障がいや発達に遅れのある子ども・若者とその家族等への支援

医療的ケアの有無にかかわらず、障がいや発達に遅れ等のある子ども・若者やその家族に対し、家庭・学校・地域等で連携して、早期かつ柔軟に支援する。

障がい等の特性に応じた適切な支援を受けつつ地域で育つことができるよう、自立と社会参加に向けた支援の充実を図る。

また、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざすインクルーシブ教育を推進する。

(2) 障がいや発達に遅れのある子ども・若者とその家族に対するNPO等民間団体への支援

障がい等のある子ども・若者やその家族が、適切な支援を身近な地域で受けられるよう、支援団体等に対し、研修や情報等の提供などを行い、支援する。

(3) 障がい等のある若者に対する就労支援等

障がい等のある若者が自立し、就労移行から就労定着できるよう、個別的かつ継続的な相談及び切れ目のない支援を行う。

(4) 慢性疾病や難病を患っている子ども・若者等への支援

慢性疾病及び難病を患っている子ども・若者やその家族に対して、その状況に応じた就労支援や、相談・支援を切れ目なく行い支援する。

また、かながわ医療的ケア児支援・情報センターを設置し、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、様々な相談・支援に対応します。

施策の方向8

非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

子どもの非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、**自己表現できるようきめ細かな支援を行い**、地域社会における多様な活動の機会や居場所づくり等、立ち直り支援を推進します。

◎施策の展開

(1) 非行防止教室等による青少年の規範意識の醸成

非行防止教室の開催等、青少年の規範意識を醸成させる取組みを推進する。

(2) 地域連携による非行防止対策の充実

学校、児童相談所、警察、PTAや地元自治会等、関係機関・団体・地域が連携した健全育成のための取組みを推進する。

(3) 少年補導活動の充実による非行と犯罪被害の未然防止

警察と少年補導員、学校関係者等が連携し、街頭補導活動を充実させ、非行に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図る。

(4) 少年サポートチーム、地域のボランティア等による非行少年の立ち直り支援

警察と学校、教育委員会、児童相談所、地域のボランティア等が連携し、相談活動、補導活動、居場所づくり等を推進する少年サポートチーム活動や、兄・姉の立場で少年を指導する大学生少年サポーターによる活動を通じて、少年の立ち直り支援を推進する。

施策の方向9

不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実

魅力ある学校づくりを支援するとともに、不登校やいじめ、自殺、暴力行為の未然防止、早期発見及び早期対応を推進するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーやボランティアによるスクールライフセンターなど、人材配置の充実等による相談・支援体制の強化を図ります。また、教育機会の確保のため、学校における不登校児童生徒に対する教育を充実するほか、フリースクール等の民間団体と連携して多様な学習機会を保障します。

◎施策の展開

(1) 地域連携による不登校・いじめ・暴力行為への学校の取組みへの支援

未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、関係機関等と連携した各学校における取組みを促進する。また、教育委員会、(一財)神奈川県私立中学高等学校協会と警察との協定に基づく学校警察連携制度により、学校と警察が相互に連携した取組みを促進する。

ネットいじめについてはLINEを活用した「SNSいじめ相談」、電話による「24時間子どもSOSダイヤル」を設置し、児童・生徒やその保護者のネットいじめに対する理解を深める。

(2) 関係機関・ボランティア等の地域人材と協働した対応

少年補導員の学校担当制度の活用や、公立小中学校におけるスクールライフセンターの配置などボランティアや、フリースクールなどの民間団体による学習保障に係る支援など、地域人材と連携した支援を行う。

(3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した相談・支援体制の充実

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置・活用、教育相談コーディネーターを活用した校内体制づくり、臨床心理士等による、より専門性の高い相談体制の充実、学校の枠を超えた関係機関との一層の連携強化等、教育相談・支援体制のさらなる充実を図る。

施策の方向 10

子どもの貧困問題への対応

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どものことを第一に考え、すべての子どもたちが夢や希望を持つことができる社会の構築を目指し、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

◎施策の展開

(1) 就学や学資の援助等の教育支援

就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子どもの教育の支援のために必要な取組みを推進する。

また、世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、子ども・若者自身の学力形成を支援する。

(2) 相談や交流機会の提供等の生活支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な取組みを推進する。

(3) 職業訓練等の保護者に対する就労支援

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあつせん等、保護者への就労と職業生活の安定等支援に関し必要な取組みを推進する。

(4) 各種手当等やその他の経済的支援

各種の手当等の支給、貸付金の貸付、生理用品の配布など、その他貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な取組みを推進する。

施策の方向11

特に配慮が必要な子ども・若者の支援

子ども・若者の孤独・孤立等により引き起こされる諸問題への早期対応や、ケアラー・ヤングケアラー^(※1)やケアリーバー^(※2)、外国につながりのある^(※3)子ども・若者等への適切な支援など、特に配慮が必要な子ども・若者の実態に応じた、誰一人取り残さないための支援を、各市町村や関係機関とも連携して推進します。

^{※1} ケアラー・ヤングケアラー：家族の介護等を行う子ども・若者

^{※2} ケアリーバー：児童養護施設等を退所した人

^{※3} 外国につながりのある子ども・若者：「日本国籍であっても母語が日本語でない子ども・若者」や「家族が外国にルーツを持つ子ども・若者」など、外国籍を持つ子ども・若者だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った子ども・若者のことを表しています。

◎施策の展開

(1) ヤングケアラー・ケアリーバーに対する支援

家族の世話や家事などを日常的に行っているケアラー・ヤングケアラーの抱える悩みや相談に応じるため相談窓口の明確化やL I N E相談を設置し、関係機関と連携し対応するとともに、ヤングケアラーの学習支援を行う。

ケアリーバー（児童養護施設退所児童等）の自立及び安定就労を支援する。

(2) 外国人材の受け入れ・共生・教育の充実、就職促進等

外国のつながりのある子ども・若者が孤立しないよう、安全・安心に過ごすことができる環境づくりを推進する。

(3) 不当な偏見・差別の防止・解消

性的マイノリティや特定の疾患を理由とするものを含め、子ども・若者等に対する不当な偏見・差別をなくすため、人権教育や啓発、相談等を推進するとともに、**多様な価値観を受容し、互いに認め合える社会づくりを推進する。**

施策の方向12

被害防止・保護活動の推進

児童虐待、児童買春等の青少年の福祉を害する犯罪等を未然に防止し、早期に対応するとともに、自殺対策や、犯罪被害者等への支援を推進し、子ども・若者の安全確保に取り組みます。

◎施策の展開

(1) 自殺対策の取組み

かながわ自殺対策会議等において、県、県教育委員会及び（一財）神奈川県私立中学高等学校協会が連携し、自殺に関する対策の検討・推進を行う。また、自殺された方の家族、友人等に対する支援の充実、青少年に対し、命の大切さに関する普及啓発、「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育の推進、スクールカウンセラー、教員への研修・啓発等の取組みを推進する。

(2) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応の充実

市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業等との連携やしつけの体罰禁止を普及啓発するなど、未然防止を図るとともに、関係機関の連携強化と地域住民の理解と協力により早期発見に努める。児童虐待を発見した場合には、個別ケース検討会議の開催等、要保護児童対策地域協議会による積極的なアプローチや児童相談所による専門的支援等により、早期対応と再発防止を充実させる。

(3) 児童ポルノ防止に向けた広報・啓発活動の推進

「子どもの性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」（平成29年犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護、啓発活動の効果的な展開等、児童ポルノ排除のための対策を着実に推進する。また、子ども・若者や保護者をはじめとする社会全体に対して、「児童ポルノは絶対に許されない」という意識を高めるための広報・啓発活動を推進する。

(4) 児童買春等、青少年の福祉を害する犯罪対策の推進

児童に淫行をさせる行為等、青少年の心身に有害な影響を与え、青少年の福祉を害する犯罪の取締りと被害少年の発見・保護を推進する。

(5) 犯罪被害者等への支援

県、警察及び民間支援団体が一体となった総合的な支援体制である「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、法律相談やカウンセリング、裁判所等への付き添いなどを行うとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「かならいん」を県直営により運営し、医療機関等と

連携して支援を行うなど、犯罪被害者等の立場に立った適切かつ、きめ細かい支援を行う。

また、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について、県民や事業者の理解の促進を図るとともに、犯罪被害者等を支える人材を育成する。

施策の方向13

社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進

青少年をとりまく社会環境を健全に保つため、青少年保護育成条例に基づく各種施策を推進するとともに、市町村及び関係団体等との連携・協力を推進します。〔青少年保護育成条例及び青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組み〕

- ・ 青少年保護育成条例に基づく取組みにおいて、「青少年」とは、『18歳未満の者(既婚者を除く)』を指しています。
- ・ 青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組みにおいて、「青少年」とは、『20歳未満の者』を指しています。

◎施策の展開

(1) 青少年保護育成条例の取組みの推進 [青少年保護育成条例に基づく取組み]

青少年を有害環境や犯罪被害から守るため、青少年保護育成条例に基づく立入調査や指導等を継続する。また、深夜外出の制限や自画撮り要求行為への注意喚起など関係業界とも連携し、保護者や学校関係者をはじめ県民に広く条例の内容を周知するよう啓発活動を推進する。

(2) 青少年喫煙飲酒防止条例の取組みの推進 [青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組み]

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、青少年喫煙飲酒防止条例に基づく立入調査や指導等を継続する。また、関係業界との協働による条例の啓発活動を推進する。

(3) 青少年に有害な図書やゲームソフト等、有害環境の健全化の推進 [青少年保護育成条例に基づく取組み]

青少年に有害な図書、家庭用ゲームソフト等（有害図書類）の区分陳列の適正化、有害図書類等を収納する自動販売機に対する規制等、青少年育成環境の健全化に向けた取組みを推進する。

(4) 業界による自主規制の徹底 [青少年保護育成条例及び青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組み]

青少年の環境に關係する業界が取り組んでいる自主規制について、優良な実績をあげている店舗に対する「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進する。

(5) 新たに出現する多様な業態への対応 [青少年保護育成条例に基づく取組み]

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制を受けない業種のうち、個室性の強い営業形態のものについて、青少年が犯罪に巻き込まれる被害を防止するため、青少年保護育成条例に基づく立入調査・指導等の取組みを推進する。

施策の方向14

急激に進展する情報化社会への対応

情報化の進展によるインターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化 等に伴い、青少年の有害情報へのアクセス、有害サイトを介した犯罪被害、ネットいじめ等の弊害が生じています。こうした問題に対応するため、情報モラル教育やメディアリテラシー教育の推進と併せて、フィルタリングの設定等の有害情報対策を推進します。

◎施策の展開

(1) スマートフォンやSNS等をめぐる問題への取組み

青少年が利用するスマートフォンやSNSについては、青少年保護育成条例に基づきフィルタリング設定の徹底に取り組むほか、家庭でのルールづくりの推進や保護者によるインターネット接続制限・監督機能の活用の促進、携帯電話等の危険性やトラブル対処法等に関する情報提供や周知啓発を行う。

(2) 情報モラルやメディアリテラシーに関する教育及びメディア技術を活用した学習の機会づくり

情報モラルやメディアリテラシーに関する教育及びICT（情報通信技術）を利活用した学習を推進し、情報化社会における情報モラルの重要性を理解し、情報を読み解き活用する力、メディアを適切に活用する力を育成する。

また、男女共同参画の視点から見たメディアリテラシーに関しても、その能力の向上を図る。

(3) ネットいじめへの対応

ネットいじめを防止するため、学級活動や講演会等さまざまな場面を通じて、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えるとともに、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努める。また、学校で実施するアンケート等により早期発見に向けた取組みを進める。

(4) 首都圏の自治体及び民間事業者と協働した取組みの推進

青少年をとりまく様々な問題が都県域を超えて広域化しているため、九都県市が共同して広域課題に積極的に取り組むとともに、関係業界との情報交換や、協働して啓発活動の取組みを推進する。

(5) インターネット上の有害情報対策の推進

携帯ゲーム機やスマートフォン等から違法・有害なサイトへの接続を防ぐため、青少年保護育成条例に基づき立入調査・指導に取り組むとともに、フィルタリング設定の徹底やインターネット接続制限・監督機能の活用について、保護者や青少年へ啓発活動の取組みを推進する。

施策の方向15

子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり

家庭、学校、地域、関係団体、関係機関等が、様々な地域活動への参加等を通じて連携し、子ども・若者への支援について責任を持つことや、大人自身の規範意識の向上を図ります。また、子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり・居場所づくりを推進し、コロナ下で変化した社会環境にも**誰一人孤立せず**対応できるよう支援します。

◎施策の展開

(1) 家庭での子育て・教育の支援

基本的生活習慣の形成等、家庭教育のための様々な情報提供を行い、家庭における子育て及び教育を支援する。

(2) 地域全体で子どもをはぐくむ環境づくり・居場所づくり

市町村が実施主体である「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」や、N P O等による取組みを支援するとともに、子どもが安心・安全に過ごすことができるよう、地域の見守りや、子どもへの学習支援など居場所づくりを推進する。

また、学校の教育活動について家庭や地域の方々の理解と支援を得られるような開かれた環境づくりの取組みにより、N P Oや総合型地域スポーツクラブ等との連携を推進する。

(3) 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくり

学校等の関係機関や青少年育成に係る各種団体が連携して行う各種防犯活動の促進、ピーガルくん子ども安全メール等による情報発信等、青少年の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくりのための取組みを推進する。また、かながわ青少年社会環境健全化推進会議を実施主体とするキャンペーンや、学校・保護者・関係業界団体等と一体となって青少年をとりまく社会環境を健全化するための啓発活動を行う。

(4) 子ども・若者を支援する担い手の養成・支援

地域と協働した学校づくりを推進するための研修、ホームページ等による普及・啓発に取り組み、地域の教育力向上や子ども・若者を支援する人材の育成を図る。また、青少年育成団体、青少年指導員、少年警察ボランティア、民生委員・児童委員、保護司等、青少年の健全育成に携わる関係者の連携を促進するため、情報提供や相互理解の促進等、活動環境の整備等を支援する。

7 子ども・若者の支援に向けた取組みの推進

(1) 推進体制

ア すべての県民による子ども・若者支援

子ども・若者育成支援推進法の基本理念には、「子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互協力しながら一体的に取り組むこと」が規定されています。

神奈川の子ども・若者への支援について、家庭、学校、地域、事業者、関係団体、行政が、それぞれの担う役割と責任を理解し、使命感を持って、相互に協力・連携しながら一体となって進めていくことが求められます。また、県では、子ども・若者支援を行う青少年指導員及びN P O等の団体と連携し、地域における子ども・若者支援活動を推進します。

イ 県の推進体制

神奈川県子ども・青少年みらい本部及び神奈川県青少年問題協議会、神奈川県児童福祉審議会社会環境部会において、子ども・若者支援に関する施策について、総合的かつ効果的に推進します。

(2) 進行管理

子供・若者育成支援推進大綱では、大綱に基づく施策全体の点検・評価に当たり、子供・若者の生育状況等に関する各種指標を「子供・若者インデックス」と名づけ、それらを整理し、可視化したデータ集として「子供・若者インデックスボード」を作成しています。本指針では、国の指標を基に、各年度において、県の子ども・若者の状況を把握し、施策の実施状況とともに「神奈川子ども・若者白書」として取りまとめ、公表します。

[目標とする社会] 子ども・若者が主体的に生きることを支援し、自立・参加・共生を進める社会

指標

I 子ども・若者が生きる力をはぐくむための支援

施策の方向	指標	直近のデータ (全国)	(神奈川県)	出典
1 自己形成のための支援、活躍の応援	栄養バランス 主食・主催・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合	20歳代 23.7% 全世代 36.4%	20歳代 男性55.6% 女性57.4% 全世代 75.5%	農林水産省「食育に関する意識調査」、県民ニーズ調査健康的な食事内容を心がけている〔2020年度〕
	チャレンジ精神「うまくいくかわからなないことにも意欲的に取り組む」	51.90%	小学生 78%	
2 豊かな人間性と社会性をはぐくむ遊びや地域活動の推進	今の充実感「今の生活が充実している」	68.90%	—	内閣府「子供・若者の意識に関する調査」〔2019年度〕
	自己肯定感「今の自分が好きだ」	46.50%	—	内閣府「子供・若者の意識に関する調査」〔2019年度〕
	自己有用感「自分は役に立たないと強く感じる」	49.90%	—	
3 子ども・若者の健康と安心安全の確保	薬物事犯で検挙された30歳未満者の数			令和2年における組織犯罪の醸成〔2021年度〕 文部科学省「学校保健統計」〔2020年度〕
	覚せい剤	1,134人	—	
	大麻	3,817人	—	
	肥満傾向児の出現率			
	小学生(11歳)	11.38%	10.50%	
	中学生(14歳)	9.64%	8.51%	
	高等学校(17歳)	10.08%	9.29%	
	痩身傾向児の出現率			
	小学生(11歳)	3.16%	4.68%	
	中学生(14歳)	3.02%	3.41%	
4 社会的・経済的な自立の促進	将来への希望「自分の将来について明るい希望を持っている」	59.30%	—	内閣府「子供・若者の意識に関する調査」〔2019年度〕、文部科学省「全国学力・学習状況調査」〔2019年度〕
	社会貢献意欲「社会のために役立つことをしたい」	70.80%	小学生 94.6% 中学生 92.9%	

II 子ども・若者とその家族に寄り添った相談・支援体制の充実

施策の方向	指標	直近のデータ (全国)	(神奈川県)	出典
5 子ども・若者に関する相談・支援体制の充実	①困難経験「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかつた経験があった」	49.30%	—	内閣府「子供・若者の意識に関する調査」 [2019年度]
	②困難改善経験「①の状態が改善した経験があった」	60.90%	—	
	支援機関の認知度「知っている機関はない」	29.40%	—	
	支援機関の利用希望	69.70%	—	
	役に立った支援「受けた支援に効果があつたものはない」	30.40%	—	
	相談・支援の希望「誰にも相談したり、支援を受けたりしたいと思わない」	8.90%	—	
6 ひきこもり・二十一ト等の子ども・若者への支援	ひきこもりの状態になってからの期間が7年以上の者	34.70%	県データなし	内閣府「子供・若者の意識に関する調査」 [2019年度]
7 障害等のある子ども・若者の支援	福祉施設利用者の一般就労移行者数	—	1,398人	「神奈川県障がい福祉計画(2022年度)」(県障害福祉課)[2020年度実績データ]
	身体障がいのある子どもの数(身体障害者手帳交付台帳登載数 18歳未満)	—	5,498人	厚生労働省「福祉行政報告例」[2020年]
	知的障がいのある子どもの数(療育手帳交付台帳登載数 18歳未満)	—	27,017人	
8 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進	20歳未満の者が主たる被害者となる刑法犯の認知件数	60,103人	195人	警察庁「少年非行・児童虐待及び子供の性被害の状況」[2021年度]、 警察本部少年育成課資料「2019年度」
	刑法犯少年の検挙人数(人口1,000人当たりの人数)	2.2人	—	警察庁「少年非行・児童虐待及び子供の性被害の状況」[2021年度]
	触法少年(刑法)の補導人数	5,581人	97人	警察庁「少年の補導及び保護の概況」 [2021年度]、 警察本部少年育成課資料「2019年度」
9 不登校・いじめ・暴力行為等、学校が抱える課題への対応の充実	不登校児童生徒数	小・中学校 約19.6万人	小・中学校 14,707人	「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省) [2020年度]、(神奈川県) [2019年度]
		高等学校 約4.3万人	高等学校 3,281人	
	いじめの重大事態	514件	24件	
	パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷被害	約1.9万件	1,030人	
	学校内外の暴力行為	小学校 約4.1万件	7,037件	
		中学校 約2.1万件	3,287件	
		高等学校 約0.4万件	626件	
	高校における中途退学者数	約3.5万人	2,990人	
10 子どもの貧困問題への対応	子供の貧困率	13.50%	県データなし	厚生労働省「国民生活基礎調査」 [2018年度]
	子供がいる現役世帯のうち、大人が1人の世帯の貧困率	48.10%	—	
	ひとり親家庭の子供の進学率(大学等)	58.50%	—	
11 特に配慮が必要な子ども・若者の支援	自殺者数(児童生徒の数)	473人	18人	警察庁「自殺統計」より厚生労働省作成 [2021年度]、神奈川県児童生徒の問題行動・不登校等調査[2019年度]
	自殺者数(男女計) 19歳以下	750人	47人	警察庁「自殺統計」より厚生労働省作成 [2021年度]
		2,611人	190人	
	自分はヤングケアラーに当てはまる	中学2年生 1.8%	—	
		高校(全日)2年生 2.3%	—	
		高校(定時)2年生 4.6%	—	
		高校(通信制) 7.2%	—	
12 被害防止・保護活動の推進	児童買春等の被害児童の数(児童買春)	379人	—	警察庁「少年の補導及び保護の概況」 [2020年度]
	(児童ボルノ)	1,320人	—	
	児童相談所における児童虐待相談対応件数	約20.5万件	20,499件	
	警察が検挙した児童虐待事件の検挙件数	2,174件	51件	

III 子ども・若者の成長を支える社会環境の整備

施策の方向	指 標	直近のデータ (全国)	(神奈川県)	出典
13 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進	子どものインターネット利用に関し、フィルタリングを利用するとした保護者の割合	44.50%	—	内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」[2021年度]
	SNSに起因する事犯の被害児童数	1,812人	167人	警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」[2021年度]、県学校支援課「携帯電話等及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査結果」[2020年度]
14 急激に進展する情報化社会への対応	インターネット利用時間(平均利用時間3時間以上の割合)			内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」[2021年度]、県学校支援課「携帯電話等及びパソコンにおけるインターネットの利用状況等に関するアンケート調査結果」[2018年度]
	小学生	51.90%	携 帯：11.7% パソコ：5.9%	
	中学生	67.10%	携 帯：26.0% パソコ：6.6%	
	高校生	77.5%	携 帯：38.8% パソコ：9.4%	
15 子ども・若者の成長を支える豊かな地域社会づくり	居場所：次の場所がほっとできる場所、居心地のよい場所になっている			
	自分の部屋	85.30%	—	
	家庭(実家や親族の家を含む)	75.60%	—	
	学校(卒業した学校を含む)	48.10%	—	
	地域	53.30%	—	
	職場	35.10%	—	
	インターネット空間	56.60%	—	内閣府「子供・若者の意識に関する調査」[2019年度]
	どこにも居場所がない(上記のいずれもが居場所になっていない)	5.40%	—	
	どこにも相談できる人がいない(上記のどこにも何でも相談できる人がいない)	21.80%	—	
	どこにも困ったときに助けてくれる人できる人がいない(上記のどこにも何でも相談できる人がいない)	11.30%	—	
	親子関係「自分の親(保護者)から愛されていると思う」	73.70%	—	
	対人関係「誰とでもすぐ仲良くなれる」	43%	—	
	地域での付き合い(付き合っている)	56.60%	—	社会意識に関する世論調査[2022年度]

資料編

子ども・若者育成支援推進法について

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における継割り的な対応では限界

「子ども・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり」

〔国〕
「都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

〔策定〕
「子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長:総理)

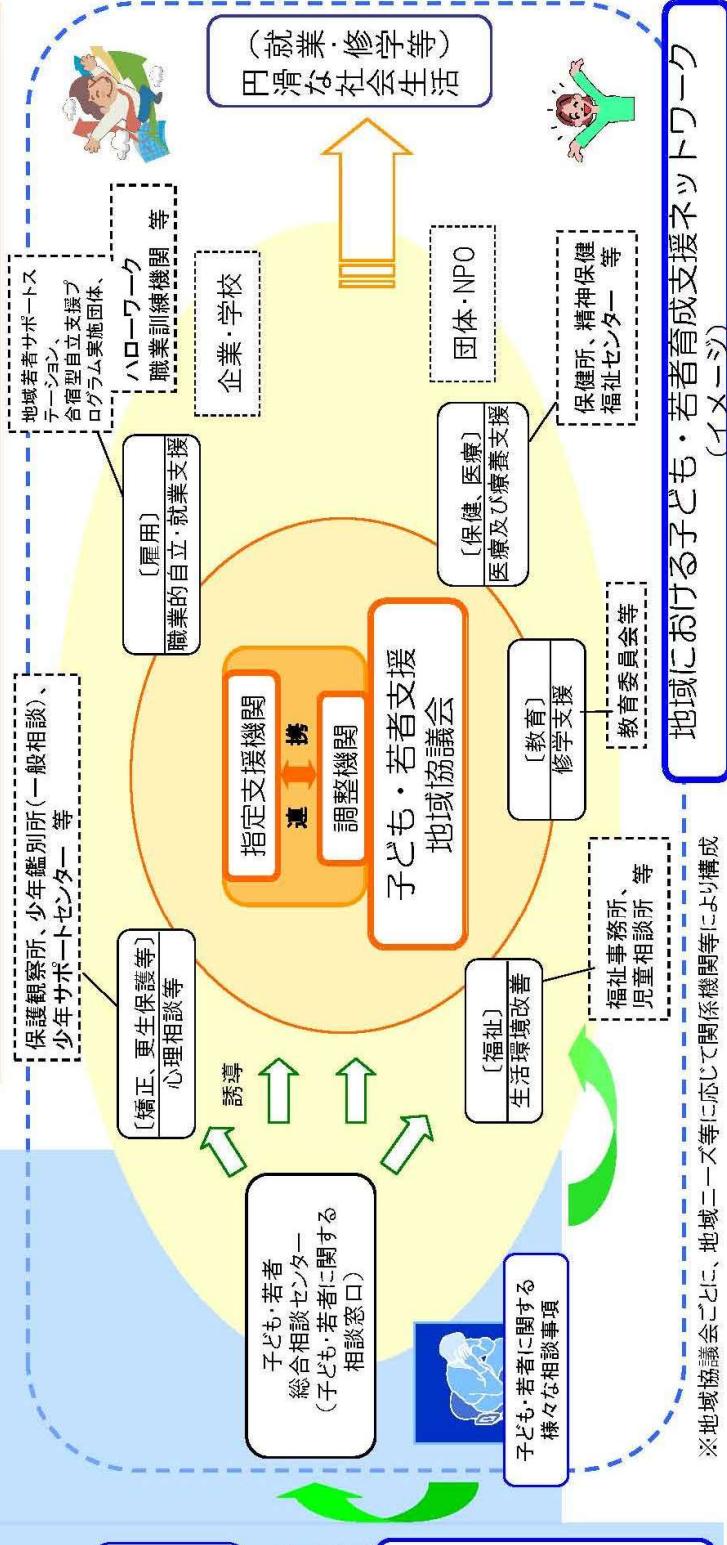
「基本理念」
「国の基本的な施策等
の総合的な実施
・各関連分野における施策
・国民の理解の促進等
(国民運動の展開)
・社会環境の整備
・子ども・若者総合相談センターやの体制確保
・年次報告の作成公表

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
- ・國の本部組織や大綱、地域における計画やワントップ相談窓口等の枠組み整備
- ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークづくり

「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり」

- ・関係機関等：各種支援の実施
〔相談～訪問支援(アクトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善〕
- ・地域協議会(地方公共団体又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
- ・①調整機関：協議会の事務の総括、構成機関等の間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
- ・②指定支援機関：支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・国：調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

「地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)」

子供・若者育成支援推進大綱 概要

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

1. 子供・若者を取り巻く状況

法施行後10年が経過。教育、福祉、医療、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子供・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増している。(別添参照)

[1] 社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

生命・安全の危機 P2	孤独・孤立の顕在化 P2	低いWell-being P2	格差拡大への懸念 P3
持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり P3			

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開 P3

成年年齢の引き下げ P3 人権・権利の保障 P4 ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成 P4

[2] 子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭 P4-P6

虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も

学校 P6-P8

特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大

地域 P8-P9

近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも
情報通信環境（ネット空間） P9

教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の弊害も深刻化

就業 (働く場) P10-P11

近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用者の割合等は改善傾向にあつたが、若年無業者（ニート）の增加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも

令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

- ①全ての子供・若者の健やかな育成 P12
幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ（Well-being）に生き抜く基盤を形成できるよう、育成用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等 P12-13,P20-26
- ②困難を有する子供・若者やその家族の支援 P13
困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援
- ③創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 P14
長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援
- ④子供・若者の成長のための社会環境の整備 P15
家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進
- ⑤子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援 P16
専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援
- 自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等 P13-14,P27-36
- STEAM（Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics）教育、起業家教育、”出る杭”的の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等 P14-15,P37-40
- 多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等 P15-16,P41-44
- 企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用（Child-Youth Tech）等 P16-17,P45-46

※子供・若者を取り巻く状況の変化を的確に捉え、新たな課題（アジェンダ）の設定、調査・検討、新規施策の実施等を適時・適切に行う 2

3. 施策の推進体制

P17-19

- ▶子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、多様なデータ（子供・若者の意識・や状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等）からなる参考指標（子供・若者インデックス）を新たに設定。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実するとともに、社会全体での支援推進に活用。

*子供・若者インデックスとして想定している指標の例（子供・若者の意識関連）

家族・親族		地域		職場		学校		充実感	
・居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など。以下同）になっている 家庭（実家や親族の家を含む）	75.6% (79.9%)	・居場所になっている ※卒業した学校を含む	48.1% (49.2%)						
・自分の部屋	85.3% (89.0%)								
・何でも悩みを相談できる人がいる	58.8% (59.8%)	・何でも悩みを相談できる人がいる	57.7% (57.7%)						
・困ったときは助けてくれる	77.4% (78.4%)	・困ったときは助けてくれる	65.6% (65.0%)						
・親（保護者）から愛されている	73.7%	※上記2項目は、学校で会った友人についての回答							
・インターネット空間		・居場所になっている 現在住んでいる場所やそこにある施設等		・居場所になっている ※過去の職場を含む		・居場所になっている 何でも悩みを相談できる人がいる		・居場所になっている 何でも悩みを相談できる人がいる	
・チャンジ精神		・何でも悩みを相談できる人がいる		・何でも悩みを相談できる人がいる		・何でも悩みを相談できる人がいる		・何でも悩みを相談できる人がいる	
・うまくいくかわからないことにも意欲的に取り組む		18.5% (18.2%)		18.5% (18.2%)		23.7% (21.3%)		23.7% (21.3%)	
・社会貢献		社会貢献		困ったときは助けてくれる		困ったときは助けてくれる		困ったときは助けてくれる	
・社会のため役立つことをしたい		70.8%		27.4% (26.4%)		27.4% (26.4%)		27.4% (26.4%)	
・自己肯定感・自己有用感		・自己肯定感・自己有用感		・自己肯定感・自己有用感		・自己肯定感・自己有用感		・自己肯定感・自己有用感	
・自分は役に立たないと強く感じる		49.9%		49.9%		49.9%		49.9%	
・今の自分が好きだ		46.5% (44.8%)		46.5% (44.8%)		46.5% (44.8%)		46.5% (44.8%)	

3

- ▶大綱の期間はおおむね5年（令和3～7年度）としつつ、社会情勢、政策動向等に応じ適時改定。
3年目に中間評価を新たに実施。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断。

《各種法令等による青少年の年齢区分》

法令等の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校(又は特別支援学校の小学部)の過程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	満18歳
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止に関する法律	20歳未満の者	20歳未満の者
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止に関する法律	20歳未満の者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
青少年保護育成条例	青少年	18歳未満の者
青少年喫煙飲酒防止条例	青少年	20歳未満の者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	0歳から40歳未満の者



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課
横浜市中区日本大通1〒231-8588 電話(045)210-3840 (直通)